

バス運賃の過収受について

いつも東武バスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

このたび、東武バスウエスト(株)坂戸営業所の運賃箱設定不備(1両)により東武バスの金額式IC定期券およびラブリーパスをお持ちのお客様から運賃を過収受してしまいました。

ご利用のお客様には、たいへんご迷惑をおかけいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。

なお、下記のバスをご利用いただいたお客様には過収受額の払い戻しをさせていただきますので、誠にお手数ではございますが、下記窓口までお申し出くださいますようお願い申し上げます。

記

1 発生日

2023年11月16日(木)

2 発生路線および時刻

(1) 対象路線 鶴ヶ島駅～いせはら団地～サイボク線 および 鶴ヶ島駅～いせはら団地線

(2) 対象時刻

・「鶴ヶ島駅」バス停留所発 いせはら団地・サイボク行き

7:23、8:48、10:14、11:23、11:56、12:56、13:32、14:46、15:58、17:13、17:45、18:23、18:55

・「いせはら団地」バス停留所発 鶴ヶ島駅行き

6:10、6:39、7:07、8:24、9:57、11:06、14:27、15:42、16:55、17:32、18:08、18:40

・「サイボク」バス停留所発 鶴ヶ島駅行き

8:05、10:50、14:11、16:37

3 対象者

東武バスの金額式IC定期券およびラブリーパスをお持ちのお客様

4 過収受の内容

IC定期券(金額式・ラブリーパス)が適用されずにお客様のチャージ残額から運賃を過収受してしまいました。

5 払戻窓口

東武バスウエスト(株) 坂戸営業所 049-283-5279 9:00～17:00 ※年中無休

6 その他お問い合わせ

東武バスウエスト(株) 運輸統括部 048-667-6270 9:00～17:00 ※月～金(祝日を除く)

メールでのお問い合わせ: (<https://www.tobu-bus.com/pc/inquiry/agree.html>)